

平成27年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

国立研究開発法人日本医療研究開発機構においては、平成27年4月1日に設立されたものであるため、調達の現状と要因の分析にあたる過去年度の実績比較や、その要因分析を行う対象が存在しない。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

総合的な検討を行った結果、以下の事項について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 事務・事業の特性を踏まえた適正な随意契約の実施

相手先が限定されるような特殊で専門的な機器や役務調達及び業務の委託においては、事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施する。【当該取り組みの実施結果】

(2) 効果的な規模の単価契約・一括調達の実施

主に、市場在庫流通物件の調達については、スケールメリットと事務の簡素化につながる事案を中心に単価契約・一括調達の実施を検討する。他方、翻訳等の特定の労働集約型の調達対象においては、フェアトレードを前提とした中小企業配慮に留意する。【当該取り組みの実施結果、単価契約の件数、契約差額】

(3) 入札関係書類のHPリリースの実現

HPIによる入札公告の公示、仕様書、入札説明書の頒布を行うことにより、多くの方に情報が行き渡るように配慮することにより、応札者の情報アクセス等の利便性に寄与する。【当該取り組みの実施結果、ダウンロード数】

(4) 情報収集とフィードバックの実施

入札辞退書により応札を辞退した事業者に対し、その理由を確認するためのアンケート調査を行うとともに、辞退理由を要求担当者に共有フィードバックすることにより可能な改善を行い、複数者応札へしっかり取り組む。【当該取り組みの実施結果、情報共有フィードバック数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査委員会規則に則り、事前に法人内に設置された契約審査委員会(委員長は理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施

の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、特別の事情があり、委員長が認める場合に限り、委員会は、書面又はメールにより開催することとする。【契約審査委員会による点検件数等】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

機構全体へ、経理事務処理に関する研修会を行うと共に、マニュアル、早見表等の整備を行う。

また、推進体制にある調達等合理化検討会の副統括責任者及び統括責任者が指定するメンバーによる、調達内容の多面的な審査を行うことにより、国立研究開発機構日本医療研究開発機構がその事業の遂行のために資する適正な調達であるか、個別のチェックを行う。

また、必要に応じて要求者に直接説明を求める等の吟味を行うとともに、監事回付の調達伺い案件は、要求時回付だけでなく、後日、契約書の回付も併せて行うものとする。

【当該取り組みの実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事

副総括責任者 経理部長

メンバー 経営企画部長、総務部長、
戦略推進部長、産学連携部長、国際事業部長、バイオバンク事業部長、臨床研究・治験基盤事業部長、創薬支援戦略部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規の随意契約等に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上